

高次脳機能障害を 正しく理解しましょう

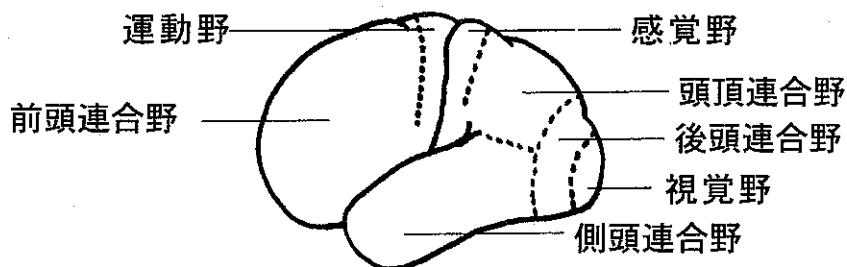
鳥取県

高次脳機能障害とは――

人間の大脳皮質には、身体を動かすなど運動機能をつかさどる「運動野」、見たものや聞いたものを感じ取る「感覚野」、その両方の機能を結びつける「連合野」があります。人間の脳の2／3が連合野ともいわれ、様々な情報を脳のいろいろな場所から場所へと伝えることにより、高度な働きが行われます。これが、高次脳機能です。

一連の何でもない判断や行動、例えば、「のどが渴いたので水道の蛇口をひねって水をコップに入れる」と言った行動は、高次脳機能によるものです。この部分が損傷すると、言語や思考、記憶、注意などさまざまな機能の障害が起こります。

高次脳機能障害は、交通事故などのケガや、脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患、病気により脳が損傷され、この高次脳機能が障害を受けたものです。



どのような特徴があるのですか――

高次脳機能障害は、**外見ではなかなか分からぬ**ということで、周囲の人の理解を難しくしている部分があります。

また、**本人自身も自分の障害を充分に認識できない**ことがあります。

そして、**問題点が特定の状況にならないと見えてこない**人もいます。病院の外来で、簡単な知的能力の検査をしてほとんど問題が見られなくとも、実際に日常生活のいろいろな場面では、うまく物事が処理できないと言うことも少なくありません。特に、こういった症状は、在宅での日常生活、職場や学校の社会活動、買い物や公共機関での手続き、交通機関の利用などの場面で見られます。

高次脳機能障害は どのような疾患などで見られるのですか――

高次脳機能障害は次のような様々な病気や事故などで見られます。

- ① 脳血管障害——脳出血、脳梗塞、くも膜下出血など
- ② 頭部外傷（交通事故など）——硬膜外血腫、硬膜下血腫
脳挫傷、脳内出血など
- ③ 脳炎、脳症——ヘルペス脳炎、ウイルス脳炎、低酸素脳症など
- ④ その他——脳腫瘍、神経ベーチェット病など

「高次脳機能障害」は疾患の名前ではなく、さまざまな症状の集まり（症候群）です。ですから、病名としては、「頭部外傷後遺症」や「脳梗塞後遺症」と言った診断名がついていることがあります。

●よくみられる典型的なパターンを2つほどあげてみます。

①脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患により、脳が損傷される場合。

脳血管障害による身体の麻痺とともに、失語（読む、話す、書くことができなくなる）や失行（動作をまねたり、物の使い方が分からなくなる）など、損傷を受けた脳の部分に対応した症状が見られます。

②交通事故などの脳挫傷や脳内出血などにより、脳が損傷される場合。

何らかの外傷があったり、身体の障害が残る場合もありますが、そういった身体の障害が余り見られなくても、記憶障害（新しいことが覚えられない）や感情障害、注意障害などの症状が見られます。

これらの病気や事故などにあったすべての人気が高次脳機能障害になるわけではありませんが、逆に、症状がはっきりと見えないために障害に気づかれることもあります。

どのような症状がみられるのですか――

●記憶障害

比較的古い記憶は保たれているのに、今見たこと、聞いたことなど新しいことを覚えるのが難しくなります。また、本人が自分の記憶力が落ちているとの認識がなかったり、記憶力が落ちていることに困っていない、同じ事を何度も聞くということが見られます。

●注意障害

外からの刺激に対して早く反応したり、注意を持続したり、一つのことに集中したり、逆に同時に二つのことに集中したり、転換したりすることがうまくいかなくなります。話の内容が一貫せずにまとまらない、まわりの状況に気づかない、他の声や音に注意がいって落ち着かない、状況に応じて注意を転換できず、同じ事を何度も言ったり行動を繰り返すことなどが見られます。

●遂行機能障害

生活する上で必要な情報を整理し、計画し、実施していく一連の作業（遂行機能）、つまり、効率良く運ぶためのだんごりや手順がうまくいかなくなります。約束の時間に間に合うように出かけるための家を出る時間や交通手段などの見積もりの判断がうまくできなかったり、ひとつひとつの行動はできても次の行動にスムーズに移ったりまとまった行動ができないなどがあります。

●感情障害

状況に適した行動がとれなくなり、家族に依存的になったり、子どもっぽくなったり、また、感情のコントロールがうまくいかず、怒りっぽくなったり、急に笑い出したり泣き出したりすることがあります。まわりに対して無関心になることもあります。相手の気持ちや場面を考えないで状況に適した行動がとれないなどがあります。

●失語症

話す、聞く、読む、書くことができなくなり、他の人に意志を伝えたり、他の人が伝えてきたことを理解することが難しくなります。

●失行症

動作をまねたり、ものの使い方が分からなくなります。

●失認症

視覚、聴覚、触覚などの対象が認知できなくなります。

●半側空間無視

左右どちらか半分しか認識できなくなります。

●地誌的障害

自分のいる場所や、時には自宅の場所などが分からなくなります。

高次脳機能障害は家族や一般の方にはわかりにくいものです。観察だけで判定することは難しく、「脳の損傷部位」「神経心理学的検査」「観察」を通して判断します。まずは医師の診断を受けましょう。

具体的に使える制度はあるのでしょうか

まだまだ、高次脳機能障害に関しては、充分な支援制度が整っておらず、今後多くの課題があります。まず、現在使える制度を知つておいていただければと思います。

手帳制度は障害者の施設や在宅での社会生活を援助する様々な福祉サービスなどを受けやすくするための制度です。

一定以上の身体的な障害が認められる場合には、「身体障害者手帳」が交付されますが、高次脳機能障害の場合には、はっきりとした身体障害が見られない事も少なくなく、身体障害者手帳の取得が難しい場合もあります。

「療育手帳」はおむね18歳までに一定以上の知的機能の遅れが認められていた場合に交付されますが、18歳までに脳の損傷を受け、後に知的遅れが認められたときにも交付される場合があります。

「精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）」は、一定の精神障害があり長期にわたって日常生活に支障を来している方に交付されるもので、高次脳機能障害の場合、記憶障害や感情障害、遂行機能障害などの症状が交付の対象となる場合があります。この場合の診断名は、「高次脳機能障害」と言うよりも、「脳梗塞後精神障害」、「頭部外傷後精神障害」と言った診断名になります。

いずれの手帳も申請の窓口は市町村の福祉担当課などです。

これらの手帳を取得するには、障害の程度などの要件がありますから、詳細は申請窓口にお問い合わせいただくか、療育手帳の場合は児童相談所（18歳未満の方）、知的障害者更生相談所（18歳以上の方）、精神障害者保健福祉手帳の場合は保健所や医療機関でも相談できます。

経済的な支援としては 考えられることがありますか ——

「障害年金」は、病気やケガによって普段の生活に制限を受けるような状態になった場合に、その人の生活費のもととなる年金です。身体障害、知的障害、精神障害で日常生活に支障を来している場合、障害年金の受給対象となります。高次脳機能障害の場合も、様々な神経学的症状や精神症状などにより生活に支障があると、年金の対象となる場合があります。

ただし、障害年金を受給するには年金の加入状況や初診日、障害の程度などの受給要件がありますので、役場の担当課、社会保険事務所などに相談してください。

また、障害の程度によって、福祉サービスや手当などが受けられる場合もありますので、町村の福祉担当課や福祉事務所、もしくは医療機関のソーシャルワーカーなどにご相談ください。

具体的にどこに相談に行けば良いのでしょうか ——

医療機関の中に高次脳機能障害の相談を受ける専門機関や、県内にも家族の会が設立されてきていますので、もよりの保健所などに相談していただければと思います。

編集・発行

平成19年11月

鳥取県立精神保健福祉センター

(鳥取市江津318-1 TEL(0857)21-3031)